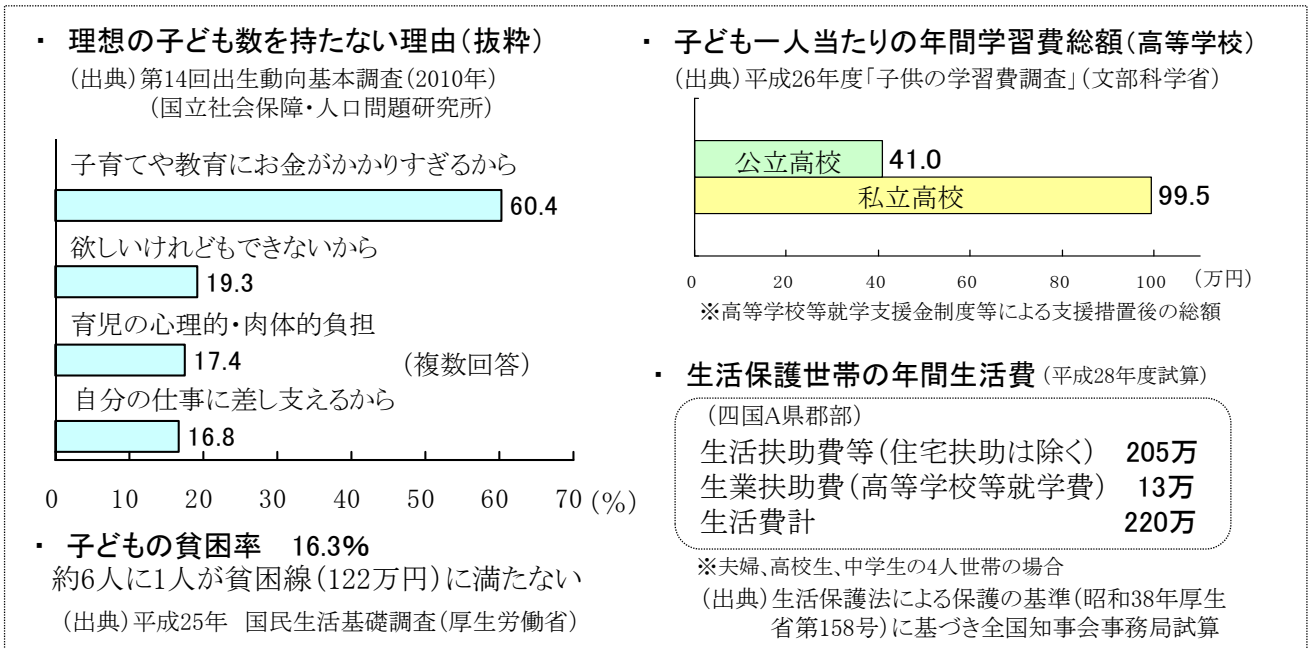


国と地方の協議の場（ポイント）

平成28年5月23日
地方六団体

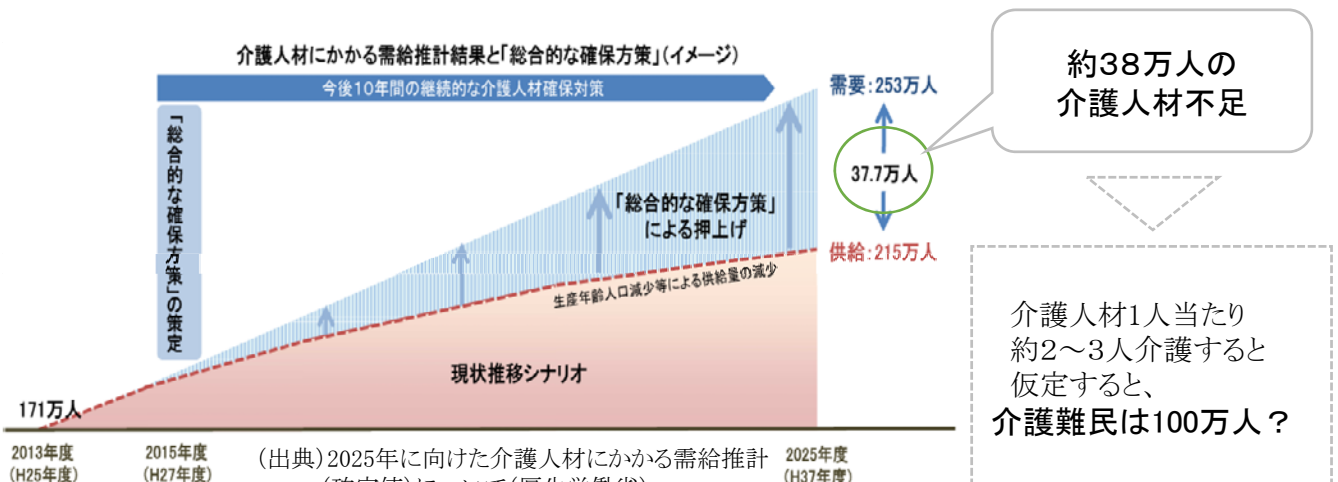
1. 少子化対策の抜本強化

- 少子化の打破には、経済的支援等の拡充が不可欠である。不妊治療への支援の拡充や段階的な幼児教育・保育料無償化を実施するなど、結婚、妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援を拡充すること。
- 家庭の経済事情により子どもの教育機会や将来の可能性が奪われることのないよう、貧困の世代間連鎖を断ち切るための子どもの貧困対策を強化すること。



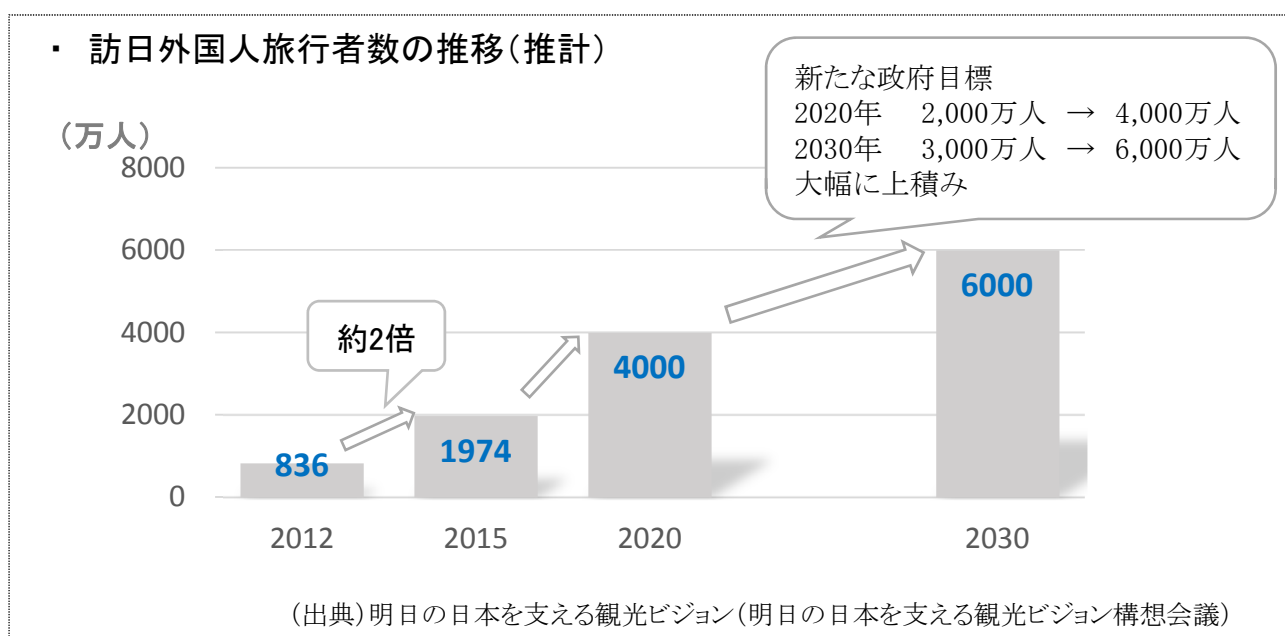
2. 高齢者施策の更なる推進

- 2025年の介護人材において、約38万人分もの不足が予想されるなど、高齢者施策は待ったなしの状況にある。高齢者が活躍する社会の実現に向けて地域医療・介護基盤の整備に必要な財源を確保すること。
- 国民健康保険制度や介護保険制度などの見直しに当たっては、地方と十分協議し、将来にわたって安定的な運営ができるよう必要な改善を行うこと。



3. スポーツ・文化・観光施策への十分な財政措置

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図るため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じるなど、新たな財政支援制度を創設すること。
- 訪日外国人旅行者数が、2012年から2015年の3年間で、約2倍の約2,000万人となり、今後も大幅な増加が見込まれる。
急増する訪日外国人旅行者を地方が積極的に取り込む環境を整備するため、必要かつ十分な税財源措置を講じること。



4. 地方一般財源及び地方交付税の総額確保

- 地方が、地方創生や人口減少対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。
- 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。

5. 熊本地震及び東日本大震災からの復旧・復興と防災・減災対策の推進

- 「十分な復旧・復興財源の確保」や「人的支援の強化」など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組むこと。

とりわけ復旧・復興に係る地方負担が甚大になることが予想されることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じること。

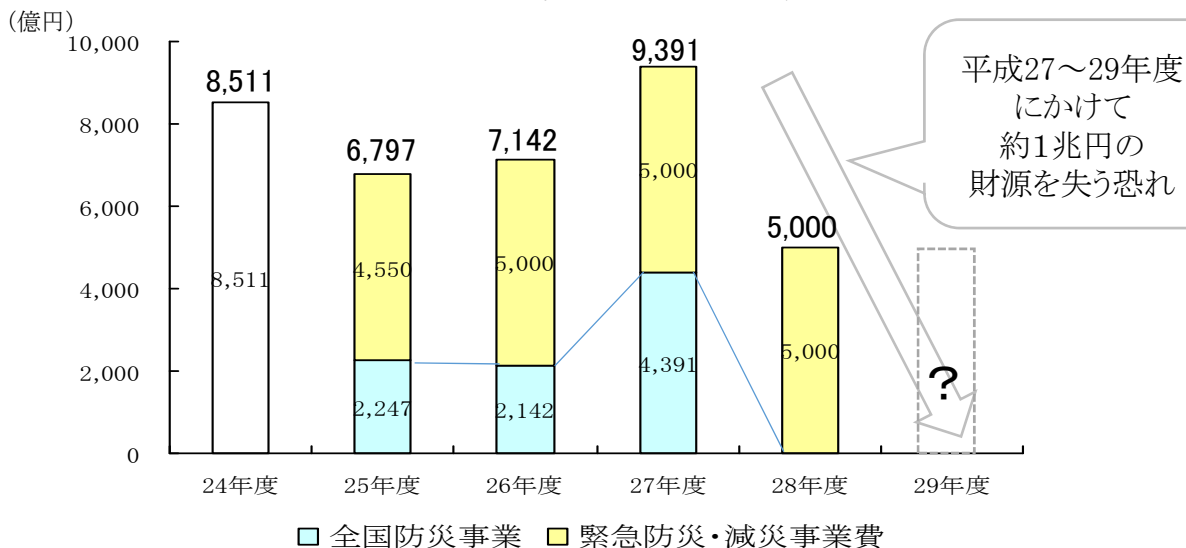
- 熊本城などの国指定重要文化財等に甚大な被害が生じている。補助率の嵩上げ等、迅速かつ万全の措置を講じること。

- ・ 熊本城跡石垣(特別史跡に指定)復旧 → 国庫補助率50%
 - ※災害復旧事業として行われる場合 → 国庫補助率70%(補助率20%加算)
- (参考)
- 公共土木施設災害復旧(激甚災害指定) → 国庫補助率90%程度(最大)

- 全国防災事業費が平成28年度に皆減となるなど、このままでは平成27年度から29年度にかけて、約1兆円の防災関係の財源を失う恐れがある。

緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靱化と防災・減災を加速するための十分な財源を、安定的・継続的に確保すること。

・ 全国防災事業、緊急防災・減災事業費の推移(当初予算)



全国防災事業は、東日本大震災復興特別会計と地方財政計画の全国防災事業地方費の合計

平成24年度は、東日本大震災復興特別会計と地方財政計画の緊急防災・減災事業地方費との合計

- 被災者生活再建支援法に基づく支援金について、都道府県が拠出する被災者生活再建支援基金からも多額の支出が見込まれることから、今後の大規模災害に対応できるよう、同基金の財政基盤強化に対して、東日本大震災時と同様の支援を行うこと。